

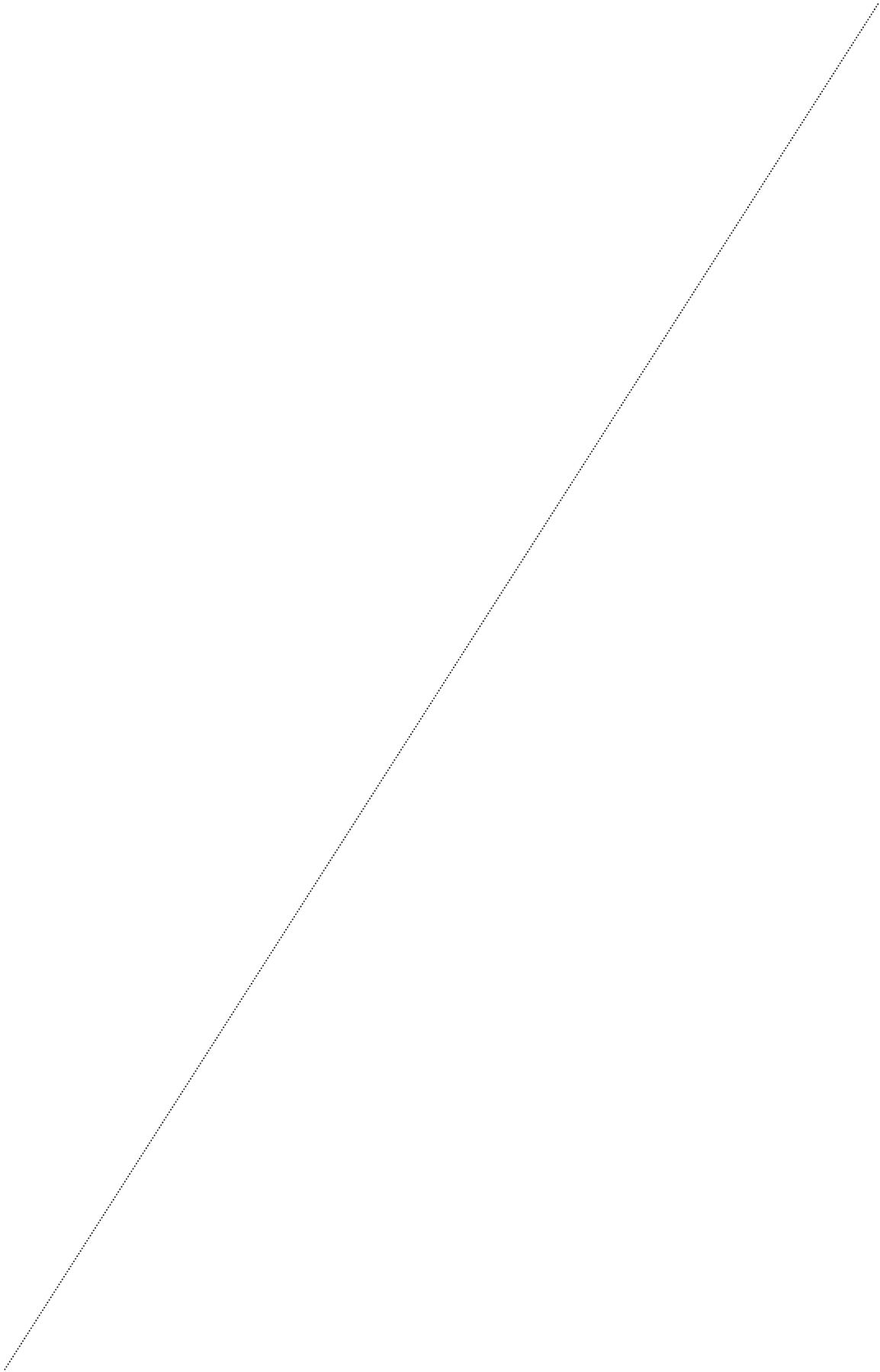
令和8年3月2日配布開始
令和9年4月1日開設分 募集要項

地域型保育事業
(小規模保育事業・事業所内保育事業)

募 集 要 項

令和9年4月1日開設分

浜松市こども家庭部幼保支援課



1 募集の趣旨

小規模保育事業及び事業所内保育事業を開設することにより、保育所等利用待機児童ゼロを維持するため、以下の条件で事業者を募集するものである。

2 募集の概要

(1) 募集事業

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「設備運営基準」という。）第27条に規定する小規模保育事業A型）

○児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（設備運営基準第43条に規定する保育所型事業所内保育事業又は設備運営基準第47条に規定する小規模型事業所内保育事業）。なお、原則として、設置主体がその雇用する労働者の監護する乳幼児及びその他の乳幼児を保育するために自ら設置する施設において保育を行う事業とする。

(2) 対象地域及び募集定員数

○対象地域は次のとおりとする。

ア 小規模保育事業 中央区中央地区、浜名区北浜地区及びそれぞれの隣接地区（20、21ページ参照）

ただし、幼稚園と同一敷地又は隣接敷地において開設する場合は、その限りではない。

イ 事業所内保育事業 市全域
ただし、応募が多数あった場合には、中央区中央地区、浜名区北浜地区及びそれぞれの隣接地区（20、21ページ参照）を優先する。

※中山間地域については、対象地域外であっても開設を認める場合があるため、市と協議すること。

○1歳児の定員増として合計30人程度を募集する。

○募集定員は、3号認定（0～2歳児）の定員に限る（0歳児から2歳児までの全ての歳児の定員を設定すること）。また、学年の持ち上がりを考慮し、下の歳児の定員の受け入れが可能となる定員（0歳児≤1歳児≤2歳児）を設定すること。ただし、地域枠と従業員枠の合計の定員が20人以上の事業所内保育事業については、従業員枠のみ2号認定（3～5歳児）の定員を設定することができる。

- 小規模保育事業については、定員の下限を6人、上限を19人とする。
- 事業所内保育事業については、地域枠と従業員枠の合計の定員の下限を6人とする。
- 市内に所在する既存の認証保育所等の認可外保育施設（法届出対象施設）（浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱に規定する法届出対象施設をいう。ただし、ベビーシッターを除く。以下同じ。）が地域型保育事業に移行する場合は、在籍する児童のうち希望する者を引き続き受け入れることが可能な3号認定の定員を設定すること。なお、移行後の地域型保育事業に引き続き在籍する場合には、在籍する児童が次のアからウまでの全てを満たすこと。
 - ア 令和8年9月1日時点で既存の認証保育所等の認可外保育施設（法届出対象施設）に在籍していること
 - イ 令和9年4月1日時点で保護者のいずれもが就労や妊娠・出産など「保育を必要とする事由」のいずれかに該当すること
 - ウ 令和9年4月1日時点で浜松市内に住所を有する者
 ※令和9年3月に既存の認証保育所等の認可外保育施設（法届出対象施設）を卒園する児童は、連携施設へ優先入園することはできない。
- 令和8年5月頃に示す「令和9年度における認可定員及び利用定員の増加・減少等に関する考え方」（仮）に基づいた定員を設定すること。
 - ※令和9年度の考え方が示されるまでは、「令和8年度における認可定員及び利用定員の増加・減少等に関する考え方」を参照すること。

（3）開設時期

令和9年4月1日（厳守）

- 建物の完成はもとより、屋外遊戯場の外構部分等を含めて工程が完了すること。

3 応募資格

次のアからコまでの全てを満たす事業者であること。なお、次のアからコまでは、認可時においても満たす必要がある。

- ア 設置主体が社会福祉法人、学校法人又は株式会社等の法人であること。
 - ※社会福祉法人又は学校法人以外の者が応募する場合は、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号）第1-3-（3）を満たすこと。

イ 設置主体の運営実績について、次のいずれかに該当すること。

<p>(ア) 応募書類の提出時点において、自らが設置主体として<u>1年以上</u>運営している右のいずれかの施設（関係法令に基づく認可を受けているものに限る。）があること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園 ・ 保育所 ・ 幼稚園 ・ 小規模保育事業A型 ・ 事業所内保育事業
<p>(イ) 応募書類の提出時点において、自らが設置主体として<u>2年以上</u>運営している右のいずれかの施設（関係法令に基づく認可を受けているもの又は届出をしているものに限る。）があること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育事業B型 ・ 小規模保育事業C型 ・ 家庭的保育事業 ・ 認可外保育施設（児童福祉法第59条の2に基づく届出を令和8年2月27日までに行っており、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（これに類するものを含む。）が直近の年度で発行されている施設に限る。また、居宅訪問型保育事業は除く。）

ウ 本市の保育行政を理解し、円滑な開設及び運営について積極的に協力する意志のあるもの。

エ 保育事業に十分な理解と意欲のあるもの。

オ 確固たる経営基盤を有し、健全な運営が見込まれるもの。

カ 市税を完納していること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

ク 年間事業費の1/2分の1以上に相当する額の資金が確保されていること（社会福祉法人及び学校法人は除く）。

ケ 事業を実施する不動産（土地・建物のいずれかもしくは両方）が貸与の場合は、次の①及び②を合計した額の資金を保有していること（社会福祉法人及び学校法人は除く）。

① 1年間の賃借料に相当する額

② 当面の運営資金として、①とは別に500万円（1年間の賃借料が500万円を超える場合は、1年間の賃借料に相当する額）

コ 今回の募集要項に示す全ての条件を満たすことができるもの。

4 用地に関する条件

(1) 用地については、応募者で用意すること。

(2) 農用地区域からの除外申請を伴う青地は不可とする。

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に関する開発行為許可や農地法（昭和27年法律第229号）に関する農地転用など、必要な許認可等を確実に得られる見込みがあるとともに、関係各課の指導事項を遵守すること。また、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）による届出（浜松市立地適正化計画に関するもの）など、必要な手続きを遵守すること。

<留意事項>

○土地利用について、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」を遵守すること。

【市公式ホームページ掲載箇所（令和8年3月2日現在）】

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 土地 > 土地利用 > 土地利用事業計画書の提出について
https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tochi/home_tochi/tochi/land_use/index.html

○応募のあった用地について必要な許認可を得られる見込みがあるかなどを確認するために、担当課と関係各課とが情報共有を行う。また、必要に応じて行う市からの指導に応じること。

(4) 認定こども園、保育所又は地域型保育事業と同一敷地又は同一建物で実施することは不可とする。一方、幼稚園と同一敷地で実施することは可とする。

(5) 土地の取得又は借用を予定している場合には、取得又は借用が確実に見込まれる根拠を提出すること。

(6) 既に土地や建物を借用しており、引き続き同じ土地や建物を使用する場合には、所有者へ用途等の契約条件について確認すること。

- (7) 貸与を受ける土地又は建物の場合は、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ登記すること。ただし、建物の賃貸借期間が賃貸借契約において地域型保育事業としての事業開始日（令和9年4月1日）から10年以上とされており、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の設定は行わないこととしても差し支えない。

<参考例>土地及び建物の状態と地上権又は賃借権の登記の必要性（土地の筆ごとに判断する）

土地の状態	建物の状態	地上権又は賃借権の登記の必要性	
		土地	建物
賃借	所有	必須ではない	—
	賃借（賃貸借期間10年以上）	必須ではない	必須ではない
	賃借（賃貸借期間10年未満）	必須	必須
	無し（建物の所在しない筆）	必須	
所有	賃借（賃貸借期間10年以上）	—	必須ではない
	賃借（賃貸借期間10年未満）	—	必須
	無し（建物の所在しない筆）	—	

<参考通知>

- ・「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について」（平成26年12月12日雇児保発1212第2号・社援基発1212第3号）
- ・「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号）第1-3-(3)に基づく、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号）

5 事業所に関する条件

- (1) 児童福祉法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、設備運営基準等の関係法令及び関係通知に適合した事業所であること。ただし、保育所型事業所内保育事業の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上とすること。また、乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室及び屋外遊戯場については、有効面積で基準面積を満たすこと。

<留意事項>

- 建築基準法について、建築確認の検査済証が交付されること。なお、既存の建物を活用し、完了検査が未実施で検査済証が交付されていない場合は、平成26年7月に国土交通省が公表した「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」により、国土交通省へ届出を行った指定確認機関等が実施する法適合状況調査を実施し、安全性に問題が無いと確認された建物であること。
- 建築確認の検査済証の主要用途が保育所以外で、200㎡以下の用途変更を行う場合は、「福祉事業施設事前協議書」による協議が完了できること。

【「福祉事業施設事前協議書」に関する市公式ホームページ掲載箇所（令和8年3月2日現在）】

ホーム > 手続き・くらし > 住まい・建築 > 建築確認申請等 > 建築関係申請様式
https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kensido/home_tochi/home/kensido/kisoku/kenyousiki.html

※「その他」の項目のうち、「福祉事業施設事前協議」及び「福祉事業施設事前協議フロー図」を参照

- 消防法について、「消防法令適合通知書」が交付されること。

【「消防法令適合通知書」に関する市公式ホームページ掲載箇所（令和8年3月2日現在）】

ホーム > 消防・防災 > 浜松市消防局 > 安全・安心情報 > 消防法令関係 > 消防法令適合通知書の交付申請をするときは
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hfdyobo/disaster/shobo/service/tekigou/tekigou.html>

- 応募のあった施設が関係法令及び関係通知に適合していることを確認するために、担当課と関係各課とが情報共有を行う。また、必要に応じて行う市からの指導に応じること。
- (2) 別紙「小規模保育事業・事業所内保育事業 認可基準表（24、25ページ）」の条件を満たす事業所であること。
 - (3) 静岡県第4次地震被害想定を考慮した事業所とすること。
 - (4) 建物が新耐震基準を満たしていること。なお、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され、着工した建物である場合は、耐震診断の結果、安全性に問題が無いと確認された建物であること。
 - (5) 建物にアスベストが使用されていないこと。

- (6) 常用の出入口とは別に、乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室から円滑に避難できる非常口を確保すること。
- (7) 送迎用駐車場については、周辺に交通渋滞等の影響を与えないよう、十分に確保すること（定員8人に対して1台程度を目安とする）。
- (8) 事業所の建設等にあたっては、浜松市景観条例（平成20年浜松市条例第89号）等に従うこと。また、消防や保健所等との必要な協議を行い、指導事項を遵守すること。
- (9) 事業所の建設等にあたっては、「浜松市公共部門における地域材利用促進に関する基本方針」に基づき、地域材の利用に努めること。

【浜松市公式ホームページ掲載箇所（令和8年3月2日現在）】
ホーム > 創業・産業・ビジネス > 産業振興 > 林業 > 浜松市の林業 > 『浜松市公共部門における地域材利用促進に関する基本方針（第4期）』について
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ringyou/portal/ringyou/kokyokenhen.html>

- (10) 建設業の担い手確保に関連する法令等により、長時間労働の是正や現場の休日確保などが求められていることから、これらを踏まえ、法令を遵守した適正な工期を設定すること。

<留意事項>

- 法令等により著しく短い工期での契約が禁止されていることや、建設従事者の時間外労働に関する上限が設定されていることなどに留意する必要がある。

6 運営等に関する条件

- (1) 社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号）の第1-3-(4)を満たすこと。
- (2) 小規模型事業所内保育事業の場合は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第6号イに規定する小規模型事業所内保育事業A型の基準を満たすこと。
- (3) 令和9年4月分の園児の募集については、定員と同数で行うことから、職員配置基準を満たす職員を確実に確保すること。

- (4) 調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）に示される調理業務の委託に関する要件を満たすこと。また、法人の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあること。
- (5) 3号認定の子どもに係る休園日（特定地域型保育の提供を行わない日）は、次のとおりとすること。
- ア 日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 12月29日から1月3日まで
- (6) 3号認定の子どもに係る保育標準時間は11時間以上、保育短時間は8時間以上とすること。

7 応募方法等

(1) 応募にかかる事前登録について

応募する場合は、次のとおり所定の用紙に必要な事項を記載し、事前登録を行うこと。事前登録をしていない場合は、受付期間内に下記(2)の応募書類を持参しても受付不可とする。

提出書類	地域型保育事業応募事前登録書（様式あり）
提出部数	1部
事前登録 受付期限	<u>令和8年5月22日（金）午後3時まで（期限厳守）</u> ※書類の提出は、事業者の職員がEメールにて行うこと。
提出先	浜松市こども家庭部 担当課 <u>送信先 E-mail アドレス</u> s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp
提出時の 注意点	受信確認のため、メールにて書類を提出した後、担当課の <u>担当者</u> <u>あてに電話にて連絡すること。</u>

(2) 応募書類の提出について

応募にあたっては、次のとおり所定の用紙に必要事項を記載し、関係書類を添えて提出すること。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業認可事前協議書（様式あり） ・概要調書（様式あり） ・上記のほか、提出書類一覧に定めるもの <p>※様式類は、下記（3）により取得した<u>データを用いて作成すること</u></p>
提出部数	<ul style="list-style-type: none"> ・正本 1 部 ・副本 4 部
提出期限	<p><u>令和 8 年 5 月 2 9 日（金）午後 3 時まで（期限厳守）</u></p> <p>※書類の受付は提出期限までの土・日・祝日を除いた平日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間とする。なお、最終日は、午後 3 時までとする。</p> <p>※<u>書類の提出はあらかじめ日時を連絡の上、事業者の職員が持参とする。</u></p>
提出先	<p>浜松市 こども家庭部 担当課 （浜松市中央区鍛冶町 1 0 0 - 1 ザザシティ浜松中央館 5 階）</p>
提出時の注意	<ol style="list-style-type: none"> ①地域型保育事業認可事前協議書、概要調書その他提出資料は、正本・副本とも 1 部ずつ A 4 フラットファイルに綴じて提出すること。 ②書類は原則として A 4 サイズとし、両面印刷を可とする。ただし、図面の A 3 サイズについては片面印刷とすること。 ③提出書類一覧の順とし、書類の長辺にインデックスをつけ、整理すること。 ④ A 4 フラットファイルの背表紙には、「地域型保育事業認可事前協議書」の文言のほか、事業者の名称及び事業所の名称を記載すること。 ⑤様式を定めているものについては、別途、E メールでデータの提出を求めることがある。 ⑥必要と認める場合は、応募書類提出後に追加書類の提出を求める場合がある。 ⑦応募に関する諸条件に適合しない場合や書類の不備等がある場合は、受付不可とする。 ⑧応募期間中の書類の差替えは可能とするが、提出期限終了後については、原則、書類の差替え等は不可とする。 ⑨応募書類は返却しない。 ⑩提出した書類一式の控えを事業者としても保管しておくこと。

(3) 様式類について

上記(1)及び(2)の書類の作成にあたり、様式類(様式及びそのデータ)の提供を希望する場合は、次のフォーマットにより担当課あてにメールすること。

送信先 E-mail アドレス s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp
件名 【企画・制度Gあて】地域型保育事業の募集に関する様式の送付希望(〇〇法人 〇〇会)
本文 ①事業者名：〇〇法人〇〇会 ②所在地：浜松市〇〇区〇〇町1-1 ③担当者職・氏名：事務長 〇〇〇〇 ④連絡先電話番号：053-457-〇〇〇〇(〇〇保育園) ⑤連絡先 E-mail：***@***.ne.jp ⑥zip ファイルの受信可否：可 ⑦応募を検討している設置主体：①と同じ ⑧応募を検討している地域：〇〇区〇〇町付近 ⑨その他連絡事項：(該当あれば記入)

※担当課にて E メールを受信後、概ね1週間以内に様式類をメールにて送付する。
なお、担当課から確認の電話をすることがある。

8 選定の方法等

(1) 選定について

認可選考等委員会において審査した後、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において意見聴取をして、承認・不承認を決定する。選定にあたっては、書類審査に加え、事業者の代表者等にヒアリングを実施する。なお、提出された事業計画に対して、別表「選定基準」に記載された項目について審査を行う。審査等の結果、募集定員数に満たない場合や事業所内保育事業の優先する地区の場合においても不承認とすることがある。

(2) 選定結果と公表

承認・不承認の決定は、令和8年9月下旬頃を予定しており、選定結果は応募事業者に文書で通知する。なお、電話等による問合せは不可とする。

また、決定した事業者名及び計画の概要について、市から公表する(令和8年9月下旬頃を予定)。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外する。

- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- ・この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・その他不正行為があった場合

10 その他

(1) 施設整備に係る補助金は交付しないが、事業開始後に毎月支給する地域型保育給付費において減価償却費加算又は賃借料加算を支給する。

(例) 小規模保育事業A型(利用定員19人)で19人の児童が1年間在籍している場合

加算要件	加算項目	令和7年度公定価格(地域区分:3/100地域)	
		月額	年額
建物が自己所有の場合	減価償却費加算(標準)	月額39,900円 (単価2,100円 ×19人)	年額478,800円 (月額39,900円 ×12か月)
建物が賃貸物件の場合	賃借料加算(b地域・標準)	月額269,800円 (単価14,200円 ×19人)	年額3,237,600円 (月額269,800円 ×12か月)

○根拠法令:子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条各項、第30条各項及び第65条第2号

- (2) 事業計画が承認された事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、開設及び運営にあたっては、関係法令及び関係通知を遵守することはもとより、浜松市の指導に応じること。
- (3) 事業所としての認可は令和9年4月1日を予定していることから、認可申請までに児童福祉法等による基準や要件を全て満たすこと。なお、認可申請まで及び事業開始後に法令や基準の改正があった場合には、改正後の法令や基準に対応すること。
- (4) 応募に係る一切の費用は、選定結果に関わらず、応募事業者の負担とする。

- (5) 開設予定地の地元自治会や近隣住民、関係機関等に対して、事業者の責任において、事前の説明等を行い、理解を得ること。また、地元説明会については、地元自治会に相談し、必要があれば開催すること。

<留意事項>

- 開設後、長期にわたって事業を運営していくことが考えられるため、開設予定地の地元自治会や近隣住民に対して事業者が直接説明するなど、丁寧な対応を心掛けること。
- 説明にあたっては、「小規模保育事業又は事業所内保育事業の計画の応募をするにあたっての事前説明であり、現時点で開設が決定したものではないが、事業が承認された場合には計画どおり実施していく。」という前提をよく説明すること。なお、事業が承認された場合には、改めて説明を行うなどの誠意ある対応を行うこと。
- 説明にあたっては、スケジュールや配置図等の図面を示すなど、計画の実施に伴い想定される影響を十分に伝えた上で要望や意見を求めること。
- 地元説明会開催や個別訪問等を行った場合、記録を作成して提出すること。
- 計画に対する要望や反対意見等があった場合は、どのように対応するかについての具体的な対応策を示すこと。

- (6) 連携施設については、1箇所以上設定すること（複数の施設を連携施設とする可）。なお、複数の施設を連携施設として設定する場合は、卒園後の受け皿について、連携施設ごとに2歳児の定員分を確保すること。ただし、事業所内保育事業においては、2歳児のうち地域枠のみの定員分を確保すること。

<例>

小規模保育事業		連携施設	
2歳児の定員 4人	→	A保育園 卒園後の受け皿 4人分確保	} それぞれで4人分の確保が必要
	→	B保育園 卒園後の受け皿 4人分確保	
事業所内保育事業		連携施設	
2歳児 <u>地域枠</u> の定員 4人	→	C保育園 卒園後の受け皿 4人分確保	} それぞれで4人分の確保が必要
	→	D保育園 卒園後の受け皿 4人分確保	
2歳児 <u>従業員枠</u> の定員 10人	→	卒園後の受け皿 <u>不要</u>	

- (7) 定員については、認可時や開設後に減じることは認めないため、留意すること（一定期間経過後は要調整とする）。

- (8) 事業所の名称については、仮称となるが、承認された計画については公表されるため、原則として事業所の名称の変更は認めない。そのため、他都市を含め、他法人の設置している既存の認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設等と類似のものがないように十分調査・検討すること。また、名称に関して、商標登録等の権利の侵害が生じていないかについても確認しておくこと。
- (9) 事業のスケジュールについては、担当課における施設証明の交付や福祉事業施設事前協議の手続きに1週間程度かかる場合があるので、それを考慮したスケジュールとすること。
- (10) 社会福祉法人や学校法人等の法人格に応じて、定款や寄附行為の変更等の必要な手続きを行うこと。
- (11) 市は、事業計画を承認した事業者に関して、本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、又はその他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるときは、事業計画の承認を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は既に要した費用の弁済を求めることはできない。
- (12) 提出された書類や承認された事業について、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）による公開の対象となることがある。

11 担当課

浜松市こども家庭部 幼保支援課 企画・制度グループ

所在地	浜松市中央区鍛冶町100番地の1 (ザザシティ浜松中央館5階)
郵便の宛先	〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
TEL	053-457-2827
E-mail	s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp
開庁時間	土・日・祝日を除いた平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）

※担当が不在となる時間があるため、来庁時はあらかじめ日時の御連絡をお願いします。

(別表) 選定基準

事項	評価項目
①事業計画	計画等の適合（募集定員、対象地域等に適合していること）
	資産状況（運営に必要な資金が確保されていること） ※社会福祉法人及び学校法人は除く
	事業に係る法的規制（開設に係る法的規制や認可基準に適合していること）
②運営法人	法人の所在地
	事業実績（既存の認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業及び認可外保育施設の事業の実績）
	事業の指導監査等の結果（既存の同種事業の指導事項の有無又は指摘事項への対応）
③予定地	不動産の所有状況（開設に必要な土地及び建物の確保が確実にできること）
	地元住民との調整（開設について地元自治会、隣接地住民等へ説明し、理解を得ていること）
④計画内容等	市街化区域内や都市機能誘導区域内への所在
	保護者との調整（既存の施設から地域型保育事業に移行する場合は、在籍する児童の保護者へ説明し、同意を得ること）
	定員設定の状況（1歳児の定員数等）、事業所の所在地（保育需要への対応）
	既存の認定こども園、保育所、幼稚園及び地域型保育事業との配置バランス
	周辺環境（周囲の環境、周囲へ及ぼす影響）
	「水防法」、「土砂災害防止法」及び「静岡県第4次地震被害想定」に基づくハザード情報への対策
	保育室の面積（基準との比較）
	屋外遊戯場の状況（敷地内の確保の有無や面積基準との比較）
	送迎用駐車場の確保や配置
	必要な資格・要件を満たした福祉の実務に当たる幹部職員の配置
設置主体として運営する既存の認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業及び認可外保育施設の年数	

(参考) 地域型保育事業の開設に関する標準スケジュール

時期		事業者	市	
令和7年度 (2025年度)	3月2日		募集の開始	
令和8年度 (2026年度)	5月22日 午後3時まで 5月29日 午後3時まで	事前登録		
		事前協議書提出		
	9月下旬	書類審査・現地確認・ヒアリング		審査
				児童福祉専門分科会 の意見聴取
				事業の承認 公表
		開設準備に関する説明会 (複数回実施予定)		
		開設準備		令和9年4月入所 認可保育施設利用申込み (保護者→市)
		(例) ・最終函面提出 ・福祉事業施設事前 協議 ・消防法令適合通知 書交付のための 手続き ・運営規程(案)提出		10月 利用案内配布 一次受付
		認可申請		1月 一次結果通知
		確認申請		1月 二次受付
2月～3月頃	完成後の現地確認		2月 二次結果通知	
令和9年度 (2027年度)	4月1日	開設	認可	

(参考) 各種指標等

(1) 保育所等利用待機児童数の状況 ※幼保支援課公表資料

①歳児別待機児童数内訳

【単位：人】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
R7. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0
R6. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0
R5. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0
R4. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0
R3. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0
R2. 4. 1	0	11	0	0	0	0	11
H31. 4. 1	5	21	5	0	0	0	31
H30. 4. 1	0	84	13	0	0	0	97
H29. 4. 1	13	134	18	3	0	0	168
H28. 4. 1	34	115	55	7	2	1	214
H27. 4. 1	31	240	108	18	8	2	407

②区別待機児童数内訳

【単位：人】

	中地域	東地域	西地域	南地域	北地域	浜北地域	天竜区	計
R7. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0	0
R6. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0	0
	旧中区	旧東区	旧西区	旧南区	旧北区	旧浜北区	天竜区	計
R5. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0	0
R4. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0	0
R3. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0	0
R2. 4. 1	5	0	2	1	0	3	0	11
H31. 4. 1	6	9	4	2	2	5	3	31
H30. 4. 1	22	18	3	8	9	33	4	97
H29. 4. 1	37	35	13	11	17	51	4	168
H28. 4. 1	54	43	21	10	34	45	7	214
H27. 4. 1	109	87	46	40	48	53	24	407

※中地域は旧中区に三方原地区（初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町）を加えた区域であり、北地域は旧北区から三方原地域を除いた区域である。

(2) 保育所等利用保留児童数の状況 ※幼保支援課公表資料

①歳児別保留児童数内訳

【単位：人】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
R7. 4. 1	37	213	91	16	3	4	364
R6. 4. 1	56	269	77	32	7	3	444
R5. 4. 1	51	243	77	20	7	2	400
R4. 4. 1	67	153	53	21	7	8	309
R3. 4. 1	72	209	91	51	6	6	435
R2. 4. 1	74	381	90	64	28	22	659

②区別保留児童数内訳

【単位：人】

	中地域	東地域	西地域	南地域	北地域	浜北地域	天竜区	計
R7. 4. 1	137	72	33	37	4	77	4	364
R6. 4. 1	147	114	34	44	8	87	10	444
	旧中区	旧東区	旧西区	旧南区	旧北区	旧浜北区	天竜区	計
R5. 4. 1	112	102	22	44	27	89	4	400
R4. 4. 1	68	78	26	32	11	87	7	309
R3. 4. 1	118	125	27	64	24	69	8	435
R2. 4. 1	178	151	53	93	44	123	17	659

※中地域は旧中区に三方原地区（初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町）を加えた区域であり、北地域は旧北区から三方原地区を除いた区域である。

(3) 就学前児童数の状況 ※参考：市公式ホームページの統計情報

① 区別及び年齢別人口

【単位：人】

	年齢	中央区	浜名区	天竜区	計				
R 7 ・ 4 ・ 1	0歳	3,550	716	62	4,328				
	1歳	3,829	866	62	4,757				
	2歳	3,970	954	82	5,006				
	3歳	4,216	979	80	5,275				
	4歳	4,330	1,091	80	5,501				
	5歳	4,422	1,157	95	5,674				
	合計	24,317	5,763	461	30,541				
R 6 ・ 4 ・ 1	0歳	3,758	830	59	4,647				
	1歳	4,011	935	83	5,029				
	2歳	4,181	977	83	5,241				
	3歳	4,356	1,088	83	5,527				
	4歳	4,440	1,154	97	5,691				
	5歳	4,807	1,247	120	6,174				
	合計	25,553	6,231	525	32,309				
	年齢	旧中区	旧東区	旧西区	旧南区	旧北区	旧浜北区	天竜区	計
R 2 ・ 4 ・ 1	0歳	1,660	1,073	660	764	590	734	93	5,574
	1歳	1,831	1,145	763	844	673	819	110	6,185
	2歳	1,858	1,196	804	773	663	873	99	6,266
	3歳	1,867	1,157	856	837	768	979	127	6,591
	4歳	2,039	1,214	908	803	805	1,021	139	6,929
	5歳	1,886	1,209	867	817	797	1,037	133	6,746
	合計	11,141	6,994	4,858	4,838	4,296	5,463	701	38,291
H 27 ・ 4 ・ 1	0歳	1,955	1,274	881	811	738	900	116	6,675
	1歳	2,112	1,240	990	888	818	974	138	7,160
	2歳	2,058	1,238	1,026	898	809	995	144	7,168
	3歳	2,057	1,304	1,034	860	785	1,061	143	7,244
	4歳	1,998	1,257	1,015	953	853	1,056	165	7,297
	5歳	1,949	1,215	1,089	906	843	978	168	7,148
	合計	12,129	7,528	6,035	5,316	4,846	5,964	874	42,692

※平成27年4月1日は、「子ども・子育て支援新制度」の施行日である。

※令和2年4月1日は、「第2期子ども・若者支援プラン」の実施日である。

【統計情報の市公式ホームページ掲載箇所（令和8年3月2日現在）】

ホーム > 市政 > 統計 > 統計情報

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gyousei/library/index.html>

【統計情報のうち、町字別・年齢別人口表の市公式ホームページ掲載箇所（令和8年3月2日現在）】

ホーム > 市政 > 統計 > 統計情報 > 人口・世帯 > 町字別・年齢別人口表

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gyousei/library/1_jinkou-setai/007_nenreibetsu.html

(4) 中央区中央地区及び浜名区北浜地区の年齢別人口

※参考：市公式ホームページの統計情報

①年齢別人口のR7とR2及びR7とR6の比較

【単位：人】

	年齢	H27	R2	R6	R7	R7-R2	R7-R6
中央地区	0歳	28	21	41	32	29	△4
	1歳	30	27	28	42		
	2歳	31	27	39	30		
	3歳	34	29	39	35	9	△8
	4歳	42	34	33	35		
	5歳	30	28	36	30		
	合計	195	166	216	204		
北浜地区	0歳	353	310	252	224	△190	△65
	1歳	365	330	302	252		
	2歳	351	328	289	302		
	3歳	393	371	317	284	△180	△45
	4歳	381	356	337	317		
	5歳	341	390	328	336		
	合計	2,184	2,085	1,825	1,715		

※各年4月1日時点の比較

※平成27年4月1日は、「子ども・子育て支援新制度」の施行日である。

※令和2年4月1日は、「第2期子ども・若者支援プラン」の実施日である。

区	地区	町字名
中央区	中央地区	利町、紺屋町、松城町、元城町、神明町、連尺町、肴町、田町、池町、尾張町、元目町、北田町、旭町、鍛冶町、千歳町、伝馬町、大工町
	西地区	栄町、西伊場町、南伊場町、鴨江一～四丁目、鴨江町、中山町、三組町
	城北地区	鹿谷町、広沢一～三丁目、高町、城北一～三丁目、布橋一～三丁目、文丘町、和地山一～三丁目、蛭塚一～四丁目、山手町
	北地区	山下町、中沢町、元浜町、下池川町
	アクト地区	野口町、八幡町、船越町、常盤町、早馬町、東田町、板屋町、中央一～三丁目
	駅南地区	砂山町、寺島町、龍禅寺町、北寺島町
	県居地区	元魚町、旅籠町、平田町、塩町、成子町、菅原町、東伊場一～二丁目
	江西地区	海老塚町、海老塚一～二丁目、西浅田一～二丁目、上浅田一～二丁目、南浅田一～二丁目、浅田町、森田町、春日町、神田町、瓜内町、法枝町
	積志地区	中郡町、積志町、西ヶ崎町、大瀬町、大島町、有玉南町、有玉西町、有玉北町、有玉台一～四丁目、半田町、半田山一～六丁目
	笠井地区	笠井町、笠井上町、笠井新田町、豊西町、常光町、貴平町、恒武町、豊町
浜名区	浜名地区	小松、内野、内野台一～四丁目、平口、染地台一～六丁目
	北浜地区	寺島、中条、横須賀、高畑、西美菌、東美菌、油一色、本沢合、道本、沼、貴布祢、小林、善地、高菌、竜南、新野、新堀、八幡、永島、上善地
	中瀬地区	上島、中瀬、豊保、西中瀬一～三丁目
	庵玉地区	宮口、新原、大平、堀谷、灰木、三大地、四大地

(5) 浜松市の公定価格等

①公定価格単価表に基づき、算定された地域型保育給付費を支払う。

施設類型	費用の名称	金額の算定	保育料の納付先
地域型保育事業	地域型保育給付費	公定価格 － 保育料 (※)	保護者が園に納付

※幼児教育・保育の無償化等の対象者については、保育料が0円となるため、公定価格が地域型保育給付費の金額となる。

[浜松市の地域区分]

3 / 100 地域

②こども家庭庁のホームページに公定価格の試算ソフトが掲載されているので参考にする
こと。

【公定価格の試算ソフトのこども家庭庁ホームページ掲載箇所（令和8年3月2日現在）】

こども家庭庁ホーム > 政策 > 子ども・子育て支援制度 > 子育て支援事業者の方向け
情報

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha/#soft>

(6) 浜松市における運営に関する主な補助金（令和7年度時点）

①浜松市私立保育所等入所児童処遇向上費補助金

（予備保育士雇上費、産休等代替職員雇上費、保育補助者雇上強化事業）

②浜松市私立保育所等事業費補助金

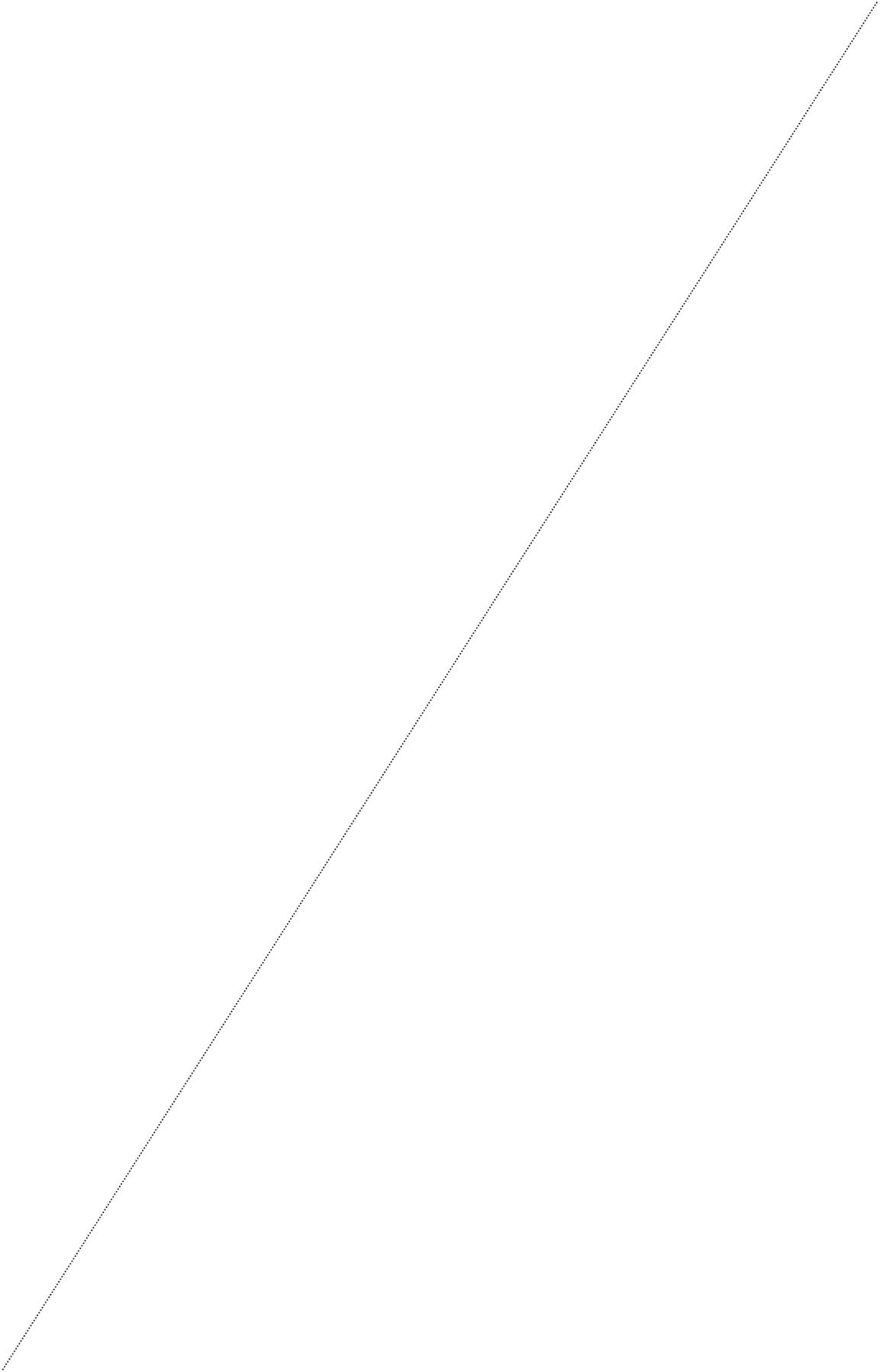
（余裕活用型一時預かり事業費、延長保育事業費、外国人児童保育費、食物アレルギー児
童等調理業務費）

③浜松市保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金

【補助金交付要綱の市公式ホームページ掲載箇所（令和8年3月2日現在）】

ホーム > 市政 > 例規・条例 > 要綱集 > こども家庭部

https://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki/youkou/fu_002.html



※この資料は、令和8年3月2日時点の主な基準をまとめたものであるため、必ず「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」等の関係法令及び関係通知を確認してください。

項目		小規模保育事業A型	小規模型 事業所内保育事業	保育所型 事業所内保育事業	
① 設置要件等	設置主体（事業者）	運営実績のある法人（社会福祉法人、株式会社、医療法人等）			
	利用定員	6人以上19人以下	6人以上19人以下 ※1 （地域枠を含む）	20人以上 ※1 （地域枠を含む）	
	利用児童の要件	3号認定子ども（0歳～2歳児の保育を必要とする児童）			
	利用契約	利用者 ⇄ 事業所 ※利用は、市へ申込み（事業所内保育事業の従業員枠を除く）			
	保育料	市が定める保育料			
	開所日	月曜日から土曜日まで ※日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く			
	開所時間	11時間以上			
	連携施設 ※2	必置	必置 （※2の③における連携は地域枠のみ）	必置 ※3 （※2の③における連携は地域枠のみ）	
	食事の提供 *右の①～③のいずれかの方法によること	①自園調理 ②連携施設からの搬入 ③同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入 ※保健所の指導に従うほか「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省通知）に基づき調理を行うこと			
	資産状況 ※4	不動産が自己所有の場合	年間事業費の1/12以上に相当する資金の確保		
不動産の貸与を受けている場合 *右の①～⑤の全てを満たすこと		①年間事業費の1/12以上に相当する資金の確保 ②1年間の賃借料相当額+500万円（500万円を超える場合は1年間の賃借料相当額）の資金を確保 （例）1年間の賃借料300万円の場合、300万円+500万円=800万円 1年間の賃借料600万円の場合、600万円+600万円=1,200万円 ③賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること ④賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること ⑤土地又は建物について、原則として地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記していること。又は、建物の賃貸借契約期間が地域型保育事業としての事業開始から10年以上とされていること			
財務内容 ※4		直近の会計年度において、3年以上連続して損失を計上していないこと			
② 職員配置等	福祉の実務に当たる幹部職員（児童福祉法） 及び 管理者（子ども・子育て支援法） ※同一人物でなくても可	〔福祉の実務に当たる幹部職員（児童福祉法）〕 ・保育所等（※5）において2年以上従事した者又は社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者 〔管理者（子ども・子育て支援法）〕 ①保育所等（※5）において2年以上従事した者又は社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者 ②常時、実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ有給の者であること ③保育士等の配置基準とは別途配置すること ※②又は③の要件を満たさない場合は、公定価格における「管理者を配置していない場合」の調整（減算）が適用			
	保育士（看護師等含む）の割合	全て（100%）			
	保育士（看護師等含む）の数 ※6 *右の①～③の全てを満たすこと ※7	①歳児別配置基準分	「〔0歳児〕3:1、〔1歳～2歳児〕6:1、〔3歳児〕15:1（20:1）、〔4歳以上児〕25:1（30:1）」により算出された人数分の保育士 ※経過措置あり（経過措置適用の場合は、括弧内の配置基準で対応）		
		②常勤保育士分	常勤保育士1人分の保育士	常勤保育士2人分の保育士	
		③非常勤保育士	実人数2人（内訳：勤務時間数0.38人分の非常勤保育士1人＋勤務時間数を問わない非常勤保育士1人）	実人数1人（勤務時間数0.38人分の非常勤保育士1人）	
	調理員	1人（利用定員が41人以上の場合は2人） ※搬入施設から食事を搬入する施設は不要			
	嘱託医及び嘱託歯科医	必置 ※連携施設と同一の嘱託医・嘱託歯科医に委嘱することも可			
運営委員会の設置 ※4	必置（保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含む）				

項目		小規模保育事業A型	小規模型 事業所内保育事業	保育所型 事業所内保育事業
③ 設備基準	保育室等を2階以上に設ける建物	耐火建築物又は準耐火建築物であることや避難階段を設けること等の各種基準を満たすこと（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」参照）		
	建築確認・消防	・建物の確認済証及び検査済証を提出すること ※検査済証の主要用途が現在の用途と異なる場合は、現在の用途を示す書類を提出 ※現在の主要用途が保育所以外の場合で200㎡以下の用途変更を行う場合は、「福祉事業施設事前協議書」による協議が完了できること ・認可申請時に消防法令適合通知書を提出すること		
	乳児室又はほふく室 (0、1歳児1人当たり)	3.3㎡以上		
	保育室又は遊戯室 (満2歳以上児1人当たり)	1.98㎡以上		
	屋外遊戯場	2歳以上児1人につき3.3㎡以上（近隣の公園等を代替地とする可）		
	トイレ（便所）	必置 ※【参考】浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（別紙1）第2-5 (1) a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。 b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。 c 便所は、保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。 (2) a 便器の数が、幼児20人につき1以上であるか。		
	医務室	規定なし		必置
	調理室・調理設備	自園調理の場合	調理設備を必置	
	食事の提供が搬入の場合	必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備		
④ その他	保育内容等	「保育所保育指針」（厚生労働省告示）に準じること		
	運営規程等	運営規程の作成、重要事項説明書の掲示		

※1 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第42条に基づき、右表のとおり地域枠の定員を設定

定員区分	うち、地域枠の定員	定員区分	うち、地域枠の定員
1人～5人	1人以上	26人～30人	7人以上
6人～7人	2人以上	31人～40人	10人以上
8人～10人	3人以上	41人～50人	12人以上
11人～15人	4人以上	51人～60人	15人以上
16人～20人	5人以上	61人～70人	20人以上
21人～25人	6人以上	71人以上	20人以上

※2 連携施設は、「保育所」、「幼稚園」又は「認定こども園」であり、以下の①～③の全てに係る連携協力を行うこと

①利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと（保育内容支援）。

②必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること（代替保育）。

③当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること（卒園後の受け皿）。

※事業所内保育事業における③の連携は地域枠のみ
 ※連携施設の設定にあたっては、施設間で協定書等を締結すること
 ※その他連携施設の詳細については、当課まで確認すること

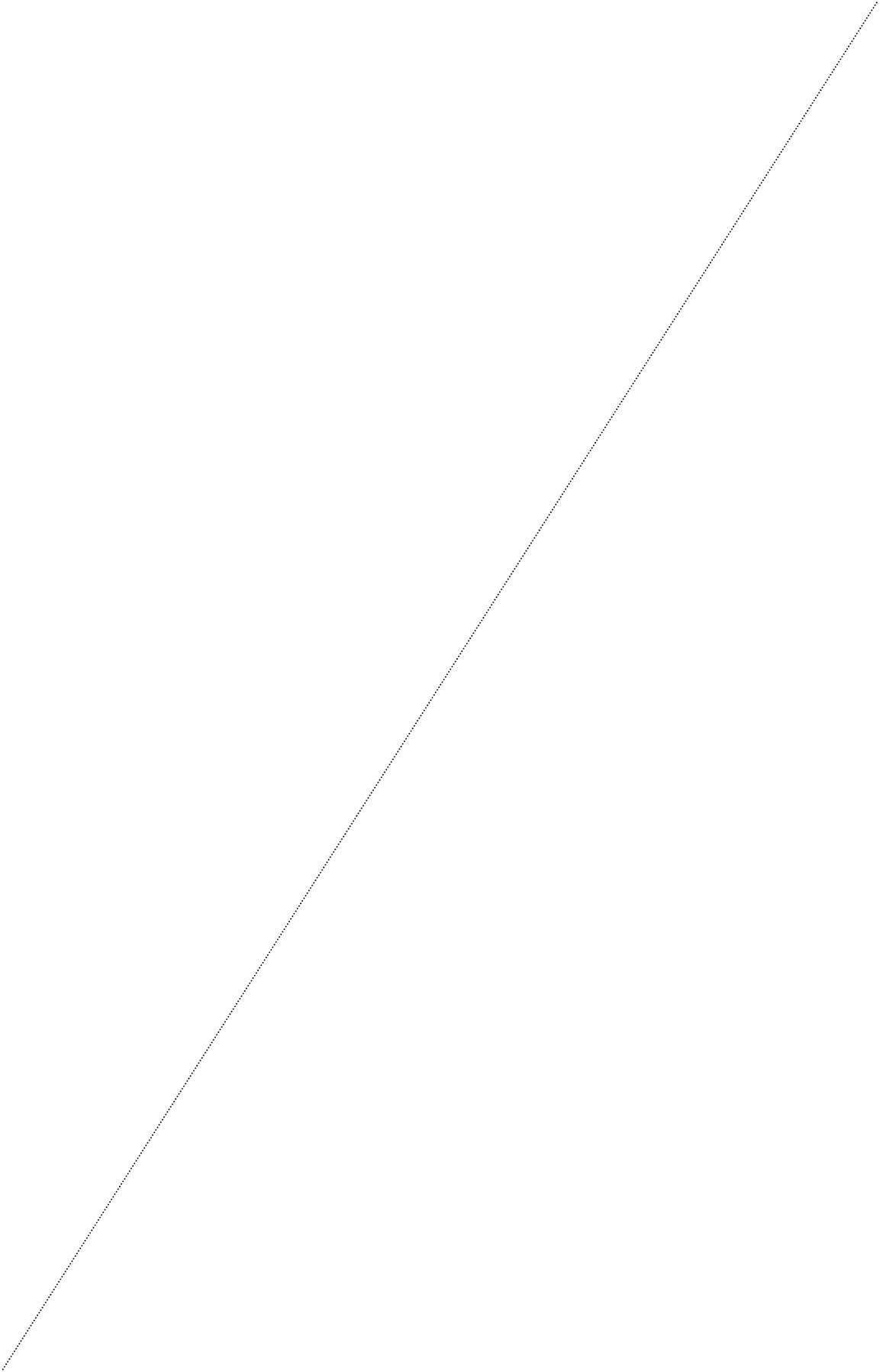
※3 連携施設の設定について、保育所型事業所内保育事業のみ上記※2の①及び②の連携協力は不要
 ※上記※2の③に規定する「卒園後の受け皿」について、従業員枠の子どもにおいては、3歳以上児になった場合も引き続き、当該事業所内保育事業を利用することも可能

※4 事業者が社会福祉法人又は学校法人の場合は適用しない

※5 「保育所等」とは、保育所、児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業等とする。その他の施設等での従事経験など詳細については、当課まで確認すること

※6 保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなして可

※7 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」参照。
 なお、①歳児別配置基準分と②常勤保育士分について、常勤換算による非常勤保育士の配置が可能である一方で、常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1人以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2人以上の場合は、最低2人）配置される必要があることに留意すること。



（あて先）浜松市長

所在地

フリガナ

法人名等

代表者職・氏名

（押印不要）

代表者の職・氏名

（例） 理事長 ○○○○

地域型保育事業応募事前登録書

地域型保育事業の募集について、以下の内容で協議を予定していますので、事前登録します。

記

No.	項目	内容																															
1	事業の種類	小規模保育事業A型 ・ 事業所内保育事業																															
2	事業所の位置	浜松市																															
		住居表示 (実施区域のみ)	浜松市																														
3	定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">小規模保育事業</th> <th colspan="3">事業所内保育事業</th> </tr> <tr> <th>従業員枠</th> <th>地域枠</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>				区分	小規模保育事業	事業所内保育事業			従業員枠	地域枠	小計	0歳児	人	人	人	人	1歳児	人	人	人	人	2歳児	人	人	人	人	合計	人	人	人	人
		区分	小規模保育事業	事業所内保育事業																													
				従業員枠	地域枠	小計																											
		0歳児	人	人	人	人																											
		1歳児	人	人	人	人																											
2歳児	人	人	人	人																													
合計	人	人	人	人																													
4	市内に所在する既存の認証保育所等の認可外保育施設（法届出対象施設）から地域型保育事業へ移行する場合	現在の施設の名称																															
		設置主体の変更	有	・	無																												
		事業所の移転	有	・	無																												
		在園児の移行	有	・	無																												
		※「移行」とは、既存の認証保育所等の認可外保育施設（法届出対象施設）から地域型保育事業への移行にあたり、入所要件を満たす児童が引き続き在園可能となる措置																															
5	その他	担当者職・氏名 連絡先電話番号 連絡先 E-mail																															

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

フリガナ

法人名等

代表者職・氏名

（自署しない場合は、押印してください。）

代表者の職・氏名

（例） 理事長 ○○○○

地域型保育事業認可事前協議書

地域型保育事業の募集について、承認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて協議します。なお、協議内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

記

No.	項目	内容				
1	事業所の 名称 ※	(仮称)				
		フリガナ	(カショウ)			
2	事業の種類	小規模保育事業A型 ・ 事業所内保育事業				
3	事業所の 位置	浜松市				
		住居表示 (実施区域のみ)	浜松市			
4	定員			事業所内保育事業		
		区分	小規模保育 事業	従業員枠	地域枠	小計
		0歳児	人	人	人	人
		1歳児	人	人	人	人
		2歳児	人	人	人	人
合計	人	人	人	人		
5	連携施設の 名称及び 施設類型	1 施設目	幼稚園 ・ 認定こども園 (幼稚園機能) 保育所 ・ 認定こども園 (保育所機能)			
		2 施設目	幼稚園 ・ 認定こども園 (幼稚園機能) 保育所 ・ 認定こども園 (保育所機能)			
		3 施設目	幼稚園 ・ 認定こども園 (幼稚園機能) 保育所 ・ 認定こども園 (保育所機能)			

6	市内に所在する既存の認証保育所等の認可外保育施設（法届出対象施設）から地域型保育事業へ移行する場合	現在の施設の名称	
		設置主体の変更	有 ・ 無
		事業所の移転	有 ・ 無
		在園児の移行	有 ・ 無 ※「移行」とは、既存の認証保育所等の認可外保育施設（法届出対象施設）から地域型保育事業への移行にあたり、入所要件を満たす児童が引き続き在園可能となる措置
7	事業開始年月日	令和9年4月1日	
8	添付書類	別紙提出書類一覧のとおり	

※事業所の名称は、事前協議時点では仮称が付くが、計画が承認された場合は公表されるため、変更は認めない。（今回の仮称がとれた名称が認可申請時の名称となる）

また、当事業者は、募集要項に定める応募資格の全てを満たしていることを誓約します。

応募資格

次のアからコまでの全てを満たす事業者であること。

ア 設置主体が社会福祉法人、学校法人又は株式会社等の法人であること。

※社会福祉法人又は学校法人以外の者が応募する場合は、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号）第1-3-(3)を満たすこと。

イ 設置主体の運営実績について、次のいずれかに該当すること。

(ア) 応募書類の提出時点において、設置主体として自らが <u>1年以上</u> 運営している右のいずれかの施設（関係法令に基づく認可を受けているものに限る。）があること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園 ・ 保育所 ・ 幼稚園 ・ 小規模保育事業A型 ・ 事業所内保育事業
(イ) 応募書類の提出時点において、設置主体として自らが <u>2年以上</u> 運営している右のいずれかの施設（関係法令に基づく認可を受けているもの又は届出をしているものに限る。）があること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育事業B型 ・ 小規模保育事業C型 ・ 家庭的保育事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可外保育施設（児童福祉法第59条の2に基づく届出を令和8年2月27日までに行っており、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が直近の年度で発行されている施設に限る。また、居宅訪問型保育事業は除く。）

ウ 本市の保育行政を理解し、円滑な開設及び運営について積極的に協力する意志のあるもの。

エ 保育事業に十分な理解と意欲のあるもの。

オ 確固たる経営基盤を有し、健全な運営が見込まれるもの。

カ 市税を完納していること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

ク 年間事業費の12分の1以上に相当する額の資金が確保されていること（社会福祉法人及び学校法人は除く）。

ケ 事業を実施する不動産（土地・建物のいずれかもしくは両方）が貸与の場合は、次の①及び②を合計した額の資金を保有していること（社会福祉法人及び学校法人は除く）。

① 1年間の賃借料に相当する額

② 当面の運営資金として、①とは別に500万円（1年間の賃借料が500万円を超える場合は、1年間の賃借料に相当する額）

コ 今回の募集要項に示す全ての条件を満たすことができるもの。

提出書類一覧 兼 提出時チェックシート

(令和9年4月1日開設の地域型保育事業)

事業所の名称 (仮称)

※様式が「あり」となっている提出書類については、募集要項7(3)により担当課から送付された様式のデータを用いて作成すること

※提出時の留意点については、募集要項7(2)を参照すること

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数		
					正本	副本	
-	-	提出書類一覧 兼 提出時 チェックシート	あり	・この書類のチェック欄に記入のうえ、提出 すること	1部	-	
1	申請書・ 概要等	地域型保育事業認可事前協議 書	あり	・代表者の署名又は記名押印 ・申請者の所在地、名称、代表者氏名は、登 記事項証明書と一致すること ・例えば、市内に所在する既存の認証保育 所等の認可外保育施設(法届出対象施設) からの移行であって、設置主体が変更となる 場合などは、現在の設置主体と移行後の設 置主体の連名とすること		1部 (原本)	4部
2		概要調書	あり	・記載例を参考に記入すること		1部	4部
3		計画趣意書	参考	・今回の事業に応募した動機、事業を必要と する理由や効果、事業者としての保育方針 や特色等を記載すること		1部	4部
4		事業予定地の選定理由及び保 育需要の見込	参考	・今回の予定地を選定した理由(経緯等)を 記載すること ・地域の特性(住宅・工業地域であるか、周 辺の人口動態、就学前児童数の今後の見 込、認定こども園・保育所・幼稚園・地域型 保育事業の状況、周辺の企業等)などから、 中長期の保育需要の見込が考察できるもの であること		1部	4部
5		事業所全体の定員設定と年齢別 内訳の考え方	参考	・事業所全体の定員設定及び年齢別の内訳 並びにそれらの考え方を記載すること ・市内に所在する既存の認証保育所等の認 可外保育施設(法届出対象施設)からの移 行の場合は、現在と移行後が分かるように記 載すること		1部	4部
6		地域型保育事業認可事前協議 に関する誓約書	あり			1部	4部
7		家庭的保育事業等 設備及び運 営に関する基準適合調書	あり	・提出日は、 <u>地域型保育事業認可事前協議 書の日付と一致</u> ・基準日は、「 <u>令和9年4月1日</u> 」 ・記載例を参考に記入すること		1部	4部
8		地域型保育事業に関する確認調 書(1 概要)	あり			1部	4部
9		地域型保育事業に関する確認調 書(2 土地・建物関係)	あり	・分野ごとに調書が分かれているため、漏れ のないように作成すること ・原則として、開設時の予定の内容で記載す ること		1部	4部
10		地域型保育事業に関する確認調 書(3 運営関係)	あり			1部	4部
11		地域型保育事業に関する確認調 書(4 職員関係)	あり			1部	4部
12		地域型保育事業に関する確認調 書(5 法人関係)	あり			1部	4部

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数	
					正本	副本
13		事業のスケジュールが分かる書類 (工程表)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承認(令和8年9月下旬)、土地契約、設計、最終図面提出、入札、工事契約、着手、竣工、引渡、幼児教育・保育課の実施する完成後の現地確認、開設準備、認可申請、開設(令和9年4月)等の時期を示すこと ・建築確認や消防、開発行為許可、土地利用、農地転用許可、立地適正化計画届出、保健所届出、福祉事業施設事前協議書、消防法令適合通知書などの必要な申請や許可、検査などの時期を示すこと ・市内に所在する既存の認証保育所等の認可外保育施設(法届出対象施設)から移行する場合は、保護者説明、認可外保育施設(法届出対象施設)廃止届等の提出(令和9年4月)等の時期を示すこと ・借入が予定されている場合、申込みや融資の時期を示すこと ※この資料はできるだけA3サイズで添付すること		1部	4部
14	土地・建物関係①	部屋別面積表 (各室ごとに室名及び面積を明らかにした表)	参考 <ul style="list-style-type: none"> ・保育室以外を含む ・建築基準法による延べ面積と一致(建物以外の外部倉庫等も記載し、検査済証の延べ面積と一致すること) ・建物が賃貸借物件等であり、マンション等の1室にて行う場合は、当該地域型保育事業として使用する部分を記載し、認可を受ける延べ面積と一致すること ・乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室のほか、一時保育室・多目的室その他教育及び保育に使用する部屋は、有効面積も併記すること ・必ず建物平面図に記載された各室の室名及び面積と照合すること ・電卓で検算して確認すること 		1部 (A3サイズ) ※A4サイズで用いることを予定して作成された資料の場合は、A4サイズでの提出を可とする	4部 (A3サイズ) ※A4サイズで用いることを予定して作成された資料の場合は、A4サイズでの提出を可とする
15		位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する建物の周辺の状況が分かるもの ・屋外遊戯場が代替地の場合、代替地の位置及び名称、事業所から代替地までのルート、実測距離、所要時間、面積を記載すること(面積については、公園課もしくは公園管理事務所に確認すること) 		1部 (A3サイズ)	4部 (A3サイズ)
16		配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、屋外遊戯場、駐車場の配置状況が分かるもの ・屋外遊戯場は有効面積を記載 ・駐車場は台数を記載 ・既存の建物を活用する場合は、<u>現況の配置図</u>も提出すること 		1部 (A3サイズ)	4部 (A3サイズ)

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数		
					正本	副本	
17	建物平面図		<ul style="list-style-type: none"> ・建物面積を明記したもの ・各室の用途(1歳児保育室など)及び面積を明示すること ・乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室のほか、一時保育室・多目的室その他教育及び保育に使用する部屋は、<u>有効面積、定員、最大定員を記載</u> ・<u>非常口</u>を明示すること ・既存建物を活用する場合等で竣工時と各室の用途が変更になる場合は、変更後の内容を手書き等で分かるように記載すること(その場合、元々の図面の記載は見え消しとすること) ・既存の建物を活用する場合は、<u>現況の建物平面図</u>も提出すること 		1部 (A3サイズ)	4部 (A3サイズ)	
			No.14～17の各図面のA3サイズのもの		-	-	
			建築基準法の規定による建築確認済証の写し及び建築確認申請書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の建物を活用する場合に提出 ・建築確認申請書の写しは、様式部分全て(第一面から第六面までなど) ・昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され、着工した建物である場合は、建築基準法の新耐震基準(昭和56年6月1日改正)に適合しているか否かを示す書類を添付すること 		1部	4部
			建築基準法の規定による検査済証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の建物を活用する場合に提出 ・完了検査が未実施の場合は、平成26年7月に国土交通省が公表した「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」により、国土交通省へ届出を行った指定確認機関等が実施する法適合状況調査を実施し、報告書の写しを提出すること ・検査済証の主要用途が現在の用途と異なる場合は、現在の用途を示す書類を提出すること 		1部	4部
			住居表示のわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の建物を活用する場合で、住居表示が実施されている地区の場合に提出すること ・「街区符号及び住居番号付定通知書」の写しや「住居表示のプレート」の写真など 		1部	4部
			公図	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>法務局の登記官が証明した公図</u>であること ・写し可 		1部	4部
			建物の登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の建物を活用する場合に提出 ・写し可 ・建物ごと ・<u>法務局の登記官が証明した全部事項証明書</u>であること ・登記簿謄本に代えて、登記完了証の写しも可 		1部	4部
			土地の登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地のもの ・写し可 ・筆ごと ・<u>法務局の登記官が証明した全部事項証明書</u>であること ・登記簿謄本に代えて、登記完了証の写しも可 ・借地部分についても用意 		1部	4部

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数	
					正本	副本
25	事業予定地 現状写真	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地の現状が分かる写真(事業予定地のほか、<u>前面道路や近隣など周囲の現状が分かる写真を含めること</u>) ・少なくとも2方面以上から撮影 ・既存の建物を活用する場合は、少なくとも以下の写真 <ul style="list-style-type: none"> ・建物内部(保育室の予定場所を少なくとも2方面以上から撮影) ・便所の予定場所 ・調理室(調理設備)の予定場所 ・非常口の予定場所 ・屋外遊戯場が代替地の場合は、代替地の写真 ・可能な限り多色刷りの写真を提出すること 		1部	4部
26	土地の取得又は借用在が確実に見込まれる根拠となる書類	参考	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、建物の所有者との合意書等 ・原本は事業者が保管し、写しを提出(<u>原本については、応募書類の提出時に提示するほか、市から求めがあった場合にはその都度提示すること</u>) ・賃貸借物件の場合は、賃貸借期間や賃借料等を合意の内容に含むこと ・賃貸借物件の場合で、必要な場合は、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記する旨を合意の内容に含むこと ・既に土地や建物を借用しており、引き続き同じ土地や建物を使用する場合には、所有者へ用途等の契約条件について確認すること 		1部 ※ <u>原本提示</u>	4部
27	建物の取得又は借用在が確実に見込まれる根拠となる書類	参考	<ul style="list-style-type: none"> ・共有名義の場合、全ての所有者の合意書等もしくは代表者に委任したことの分かる書類等により、所有権を有する者の全員が同意していることが分かる書類を提出すること ・社会福祉法人の場合は、「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について(平成26年12月12日雇児保発第1212第2号・社援基発1212第3号)」のとおり対応すること ・社会福祉法人又は学校法人以外の場合には、「家庭的保育事業等の認可等について」(平成26年12月12日雇児発1212第6号)第1-3-(3)-アのとおり対応すること 		1部 ※ <u>原本提示</u>	4部
28	事業に関して他の事業者が実施する内容の根拠となる書類		<ul style="list-style-type: none"> ・今回の事業の開設までに密接に関係する内容であるが、申請者以外が実施する工事や手続き等がある場合に、その根拠となる確約書等 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・造成工事を土地の所有者が行う場合の確約書 ・開発行為や農地転用を土地の所有者が行う場合の確約書 ・仮設園舎を別の事業者が提供する場合の確約書 ・原本は事業者が保管し、写しを提出(<u>原本については、応募書類の提出時に提示するほか、市から求めがあった場合にはその都度提示すること</u>) 		1部 ※ <u>原本提示</u>	4部

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数	
					正本	副本
29	土地・建物関係④		<ul style="list-style-type: none"> ・任意様式 ・確認を行った先の課名、担当者、確認の日付、確認内容及び確認を行った者の氏名等を一覧にまとめたうえ、別紙等で協議内容や指導事項等の具体的な内容を示すこと ・特に、保健所や、法令等で手続きが必要な建築確認機関、消防局(消防法令適合通知書)、土地政策課(土地利用、開発行為)、農業委員会(除外申請、農地転用)、文化財課(埋蔵文化財)、都市計画課(立地適正化計画届出)、緑政課(緑化指導等)などの調整記録を用意すること 		1部	4部
30	事業予定地の地元自治会や隣接地住民の同意を確認できる書類 地元・保護者関係		<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地の地元自治会や隣接地住民への訪問状況や要望等に対する調整状況を記録した内容をまとめること ・個別訪問等で隣接地住民等に配付した資料があれば添付すること ・隣接地住民については、公図や住宅地図等で個別訪問等の状況を示すこと ・事業に対する要望や反対意見等があった場合は、どのように対応するかについての具体的な対応策を示すこと 		1部	4部
31	既存施設の在園児の保護者の同意を確認できる書類		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に所在する既存の認証保育所等の認可外保育施設(法届出対象施設)から移行する場合に提出 ・説明会開催等の記録を作成して提出すること(説明日時、説明者氏名、保護者からの意見等を記載) ・説明会等で保護者に配布した資料があれば添付すること ・移行に対する要望や反対意見等があった場合は、どのように対応するかについての具体的な対応策を示すこと <p>※保護者個々人の同意書の提出まで求めるものではない</p>		1部	4部
32	経営の責任者の履歴書		<ul style="list-style-type: none"> ・代表者の履歴書 ・認可事前協議時点までの経歴が分かること 		1部	4部
33	福祉の実務に当たる幹部職員の履歴書 職員関係①		<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に規定する「福祉の実務に当たる幹部職員」に該当する者 ※園長、管理者、施設長等の職名を問わない ・認可事前協議時点までの経歴が分かること(特に、児童福祉施設や幼稚園等の経験については、施設の名称や役職、期間などが分かるように記載すること) ・保有する資格が分かること 		1部	4部
34	事業所の管理者の履歴書		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法に規定する「事業所の管理者」に該当する者 ※園長、管理者、施設長等の職名を問わない ※児童福祉法に規定する「福祉の実務に当たる幹部職員」と同一人物の場合は、<u>提出不要</u> ・保有する資格が分かること 		1部	4部
35	職歴に関する確認調書	あり	・No.32～34の各人の内容		1部	4部

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数		
					正本	副本	
36	職員関係②	職員の確保計画書	・保育士・調理員・事務職員・嘱託医・嘱託歯科医等の職員配置基準上で必要な職員をどのように確保する予定であるかについて、具体的な計画内容(配置予定人数や募集時期、採用方法等)が示されていること ・また、保育士等の職員の定着を図るため、事業者として取り組む具体的な内容を記載すること		1部	4部	
37	財務・資金関係	開設までの資金計画書	・開設までの総事業費(設計費・工事費等)やそれに対する収入(財源)の明細が分かるもの		1部	4部	
38		開設時の運営資金等に係る財源を証明するもの	・全ての事業者が提出すること ・金融機関の残高証明書(証明日は令和8年3月2日(募集要項配布開始日)以降のもの)又は預金通帳の表紙及び金額が記載されたページの写し ・社会福祉法人又は学校法人以外の場合は次の①～③を合計した資金の確保が確認できること ①事業に要する経費、開設後の運営費(年間事業費の1/12以上)に相当する資金の確保 ②1年間の賃借料に相当する資金の確保 ③当面の支払いに充てるための資金として上記の①②とは別に500万円(1年間の賃借料が500万円を超える場合には1年間の賃借料相当額)の確保		1部	4部	
39		令和9年度収支計画書(案)	参考	・当該地域型保育事業に係る令和9年度の収支計画が分かるもの ・地域型給付費収入の根拠となる当該期間中の在籍予定児童数見込みを記載すること		1部	4部
40		決算書一式の写し		・直近3年度分の決算(社会福祉法人又は学校法人の場合は、直近1年度分とする) ・少なくとも資金収支計算書、貸借対照表、財産目録を含むこと ・原則として、法人単位のもの及び当該施設のもの		1部	-
41	事業者関係①	定款、寄附行為等の写し			1部	-	
42		登記事項証明書の写し		・法人登記簿謄本		1部	-
43		協議者の印鑑証明書		・原本(証明日は令和8年3月2日(募集要項配布開始日)以降のもの) ・法務局の証明する印鑑証明書		1部 (原本)	-
44		市税完納証明書	あり	・原本(証明日は令和8年3月2日(募集要項配布開始日)以降のもの) ・「証明願」の様式により、収納対策課等へ請求すること ・請求にあたり、様式に記載の注意事項等を確認すること ・事業所単位で市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けている場合は、市内の全ての事業所のものを提出		1部 (原本)	-
45		理事会等の議事録の写し及び該当する議事資料の写し		・社会福祉法人の場合に提出 ・今回の事業の応募をすることについて承認を受けたもの		1部	-

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数	
					正本	副本
46	事業者関係 ②	設置主体の運営実績を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資格の要件として定める設置者の運営実績が分かるもの ・認可施設の場合 既存施設の認可通知の写し ・認可外保育施設の場合 既存施設の認可外保育施設設置届の写し及び認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(これに類するものを含む。)の写し ※設置者が複数の施設を運営している場合、応募資格の要件を満たすいずれか1つの施設のみの提出で可		1部	4部
		既存の認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業の運営規程	・浜松市内で認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業を運営しておらず、市外でこれらの事業を運営している場合のみ提出		1部	-
48	その他	連携施設の同意が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設の名称、所在地及び連携内容が記載されている同意書や覚書等の写し(双方の代表者印が押印されていること) ・同一法人が運営する連携施設の場合は、連携施設であることを決定した書類や事業計画などを提出すること(写し可) ・連携内容に①保育内容支援、②代替保育、③卒園後の受け皿(受入人数を含む)の3点を明記すること ・連携施設が認定こども園の場合は、卒園後の受け皿が幼稚園機能か保育所機能かが明記されていること ・原本は事業者が保管し、写しを提出(原本については、応募書類の提出時に提示するほか、市から求めがあった場合にはその都度提示すること) 		1部 ※原本提示	4部
49		調理業務の委託もしくは給食の搬入を確約する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・調理業務を第三者に委託して自園で調理する場合や給食の搬入を行う場合に、その内容が記載されている同意書や覚書等の写し(双方の代表者印が押印されていること) ・同一法人が運営する連携施設等からの搬入の場合は、搬入することを決定した書類や事業計画などを提出すること(写し可) ・原本は事業者が保管し、写しを提出(原本については、応募書類の提出時に提示するほか、市から求めがあった場合にはその都度提示すること) 		1部 ※原本提示	4部
50		地域型保育事業応募事前登録書の写し	・令和8年5月22日の事前登録受付期限までにメールにて提出をした地域型保育事業応募事前登録書の写し		1部	-
51		地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業)募集要項(令和9年4月1日開設分)	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の募集要項(様式類は省略可) ・縮小印刷を可とする 		1部	-
52		その他の参考となる書類	・既存施設のパフレット等(一般向けに配布する資料がある場合のみ)		1部	4部

※1 該当の無い書類については、「-」と記入すること。

共通する資料を用いる場合は、「No.〇と同じ」などのようにチェック欄に分かるように記載すること。

